

石花会 運営規約

第1条（名称）

本会の名称は、石花会とする。

第2条（目的）

石花会は、ロックバラシングあるいはストーンバラシングという名称を「石花」と呼称することで、日本での独自性と親近感を確立し、功労者または達人を「石花師」と称し、日本各地で様々な世代を対象に、石花普及活動を展開し、石花（ロックバラシング）愛好者の団体として、日本のロックバラシング「石花」の普及・発展に寄与することを目的とする。

第3条（所在地）

本会の本部及び事務局を以下に置く。

〒190-0001 東京都立川市若葉町 2-23-35

第4条（会員）

本会の会員は、石花（ロックバラシング・ストーンバラシングを含む）の愛好者であり、且つ本会の目的に賛同し、会長が承認した者とする。

第5条（役員）

本会に以下の役員を置く。

会長 1名

拠点長 若干名

名誉職 若干名

第6条（役員の任期）

本会の役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条（代表）

本会会長は会を代表し、円滑な運営に努める。拠点長は各地域拠点を代表し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

2. 前項において、会長の職務の代行は、会長によって指名された拠点長が行う。

第8条（運営）

本会は、おおむね年1回の石花会総会を開催する。重要事項については、会員による運営会議を行い円滑な業務遂行に努めるものとする。運営会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

2. 本会に本部及び委員会を置く。

3. 本部は、会長の総括のもとに本会を運営する。

4. 委員会は随時必要に応じて、会長が会員より選出し設置する。

第9条（会計）

本会の会計は代表の個人事業として計上されるものとする。

本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第10条（会費）

本会の会費を以下のとおりとし、原則これを財源に運営費用として充てるものとする。

会員：年間500円

第11条（規約改正）

この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

第12条（雑則）

本会のイベント開催び運営に関する細則は、別に定める。

附則

1. この規約は2018（平成30）年4月1日から適用する。

2. この会則は2020年4月23日、一部改定を実施した。